板橋区本庁舎巡視員設置要綱

（令和元年 11 月 25 日区長決定）

（目的）

第１条　この要綱は、本庁舎への出入者の管理・応対、本庁舎における防犯・防災を主たる目的として、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第 41 号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、本庁舎巡視員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

２　本庁舎巡視員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（職務）

第２条　本庁舎巡視員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

（１）　緊急時における情報の連絡に関すること。

（２）　本庁舎の警備に関すること。

（３）　来庁者の管理・応対に関すること。

（４）　防犯・防災に関すること。

（５）　前条の目的を達成するため、庁中取締りに必要な事務の処理に関すること。

（６）　前各号に付随する事項

（設定数）

第３条　本庁舎巡視員の設定数は、５人とする。

（任用）

第４条　本庁舎巡視員は、熱意と誠意をもって職務を遂行できる者のうちから、選考により区長が任用する。

２　任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。

３　本庁舎巡視員の任用は、発令通知書（別記第１号様式）による。

４　本庁舎巡視員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第２号様式）を交付する。

（任用決定者の提出書類）

第５条　本庁舎巡視員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

（１）　履歴書

（２）　住民票記載事項証明書又は住民票の写し

（３）　その他総務部総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

（任期）

第６条　本庁舎巡視員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとする。

２　区長は、本庁舎巡視員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

（分限）

第７条　本庁舎巡視員に対する分限は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の分限に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 14 号）の定めるところによる。

（懲戒処分）

第８条　本庁舎巡視員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 15 号）の定めるところによる。

（服務）

第９条　本庁舎巡視員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和 44 年板橋区訓令甲第２号）の定めるところによる。

（勤務時間等）
第 10 条　本庁舎巡視員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。
（１）　勤務日数は、４週を通じて１１６時間を超えない範囲で勤務するものとし、勤務日は課長が定める。
（２）　勤務時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで又は午後４時３０分から翌日の午前９時００分まで（次号の休憩時間を含む。）の交代勤務とし、その割り振りは、課長が定める。
（３）　本庁舎巡視員の休憩時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までの勤務の場合は１時間、午後４時３０分から翌日午前９時００分までの勤務の場合は１時間３０分とし、その時限は、課長が定める。
２　前項に定めるもののほか、本庁舎巡視員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

（勤務場所）
第 11 条　本庁舎巡視員の勤務場所は、課長が定める。

（休暇等）
第 12 条　本庁舎巡視員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

（職務に専念する義務の免除）
第 13 条　本庁舎巡視員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

（給与及び費用弁償）
第 14 条　本庁舎巡視員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）
第 15 条　本庁舎巡視員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第８号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

（社会保険等）
第 16 条　本庁舎巡視員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成９年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

（研修）
第 17 条　本庁舎巡視員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

（健康診断等）
第 18 条　本庁舎巡視員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

（被服）
第 19 条　本庁舎巡視員に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和 35 年板橋区訓令甲第６号）の定めるところによる。

（人事評価）
第 20 条　本庁舎巡視員の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成８年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

（委任）
第21条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

様式第１号

発　令　通　知　書

（氏名）	
（所属） 総務部総務課	
（発令内容） 職　　名　　本庁舎巡視員 任用期間　　令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで 報　　酬	
令和　　年　　月　　日 発令権者　板橋区長	

様式第２号

勤務条件通知書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

事業場名称・所在地
任命権者職氏名

契約期間	期間の定め有り（※）（令和　　年　月　日～令和　　年　月　　日）
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	１　始業・終業の時刻等 始業（　時　分）　　終業（　時　分） ２　休憩時間（　　分） ３　所定時間外労働の有無（有・無） ○詳細は、板橋区本庁舎巡視員設置要綱第10条のとおり
休　　日	・定例日；毎週　　曜日、国民の祝日、その他（　　） ・非定例日；週　月当たり　　日、その他（　　） ○詳細は、板橋区本庁舎巡視員設置要綱第10条のとおり
休　　暇	１　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　日 継続勤務６か月以内の年次有給休暇（有　無） →　　か月経過で　　日 ２　その他の休暇　有給（　　） 無給（　　）
報　　酬	１　基本報酬・イ　月額（　　円）、ロ　日給額（　　円）、 ハ　時間額（　　円） ニ　その他（　　円） ホ　就業規則に規定されている賃金等級等 ２　諸手当の額又は計算方法 イ（　手当　　円／：計算方法：　　） ロ（　手当　　円／：計算方法：　　） ハ（　手当　　円／：計算方法：　　） ニ（　手当　　円／：計算方法：　　） ３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外　法定超（　　）％、所定超（　　）％、法定内（　　）％ ロ　休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％、 ハ　深夜（　　）％ ４　報酬締切日－毎月　　日 ５　報酬支払日－毎月　　日
退職に関する事項	１　定年制（有・無） ２　自己都合退職の手続　※東京都板橋区処務規程による ３　解職の事由及び手続 〔　　〕
その他	・社会保険の加入状況　厚生年金　健康保険　厚生年金基金 その他（　　） ・雇用保険の適用（有・無） ・その他（　　）

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	１　契約更新の有無　〔自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない ・その他（　　）〕 ２　契約の更新は次により判断する。〔・契約満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力 ・従事している業務の進捗状況　・その他（　　）〕